

随 意 契 約 理 由 書

工 事 名	旭川市近文清掃工場基幹的設備改良（再延命化）工事
工 事 場 所	旭川市近文町 1 3 丁目
工 事 概 要	基幹的設備改良工事 一式
契約年月日	令和 6 年 6 月 2 5 日
契約の相手方の商号・住所	荅原環境プラント(株)北海道支店
契約金額	7, 8 8 7, 0 0 0, 0 0 0 円
契約の相手方の選定理由	<p>本工事は、対象設備の改良及び更新を行い、設計図書に定める性能保証を担保させることを目的としており、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、既存設備に構築されている設計施工上の固有の技術を利用しなければならず、契約の相手方が特定されることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び「工事請負契約における随意契約のガイドライン」 1（2）イにより一者特命随意契約で行う。</p> <p>「工事請負契約における随意契約のガイドライン」 1（2）イ</p> <p>既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事</p>
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

※ 予定価格が 1 3 0 万円超の建設工事